

「みどりと生き物」の学習コンテンツ制作業務委託に係る質問への回答

	質問	回答
1	30秒程度のダイジェスト版のPR用動画を制作することとありますが、仮に6本の動画に分けて作成した場合でも30秒程度のPR動画は1本作成する理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 学習コンテンツ全体の概要を紹介する30秒程度のPR動画を1本制作してください。
2	授業用マニュアル等専門性が高い業務内容については、教育委員会または専門家からの監修は得られるのでしょうか。また、検討委員会にはそのような専門家や教員の方々が参画されているのでしょうか。	みどりと生き物の学習コンテンツ検討委員会（以下、「検討委員会」という）は、教育関係者（大学教授、小学校教員、県及び市町村の教育委員会関係者）、みどりや自然・生き物に関する有識者及び行政関係者により構成され、学習コンテンツの検討を行うこととしており、教材活用マニュアルの監修等も含みます。
3	検討委員会で弊社の提案した企画提案書の内容が大きく変更されることはあるのでしょうか。委員会の意見により費用が追加で必要になる場合にはどうなりますか。	検討委員会における検討や県と委託候補者との協議により、企画提案書の内容を変更して契約締結することがあります。費用は委託予定額の範囲内となるように調整します。
4	成果物について質問です。「各種OSやYouTubeなどで再生可能」「端末環境における学習を想定して」と記載されていたので、映像教材はYouTubeなどの動画サイトにアップすることをご予定していますか？最終物がどのようにYouTubeに使用されるかによって作り方も検討いたしますので、ご回答よろしくお願いいたします。	当課が運営する「埼玉みどりのポータルサイト」にリンクさせたいので、YouTubeなどの動画サイトへの投稿を予定しています。

5	類似業務成果物に関して質問です。成果物は1点と記載されていましたが、複数の成果物を紹介してもよいでしょうか？今回企画する映像コンテンツと全く類似している成果物がないため、提出する成果物によって誤解を招いてしまうことを懸念しています。例えば、実写の成果物とアニメの成果物の両方を提出したほうが、弊社のコンテンツを理解してもらいやすいと思うのですが、いかがでしょうか？	審査時間に限りがあるため、成果物は1点としておりますが、応募者や企画書を理解するため複数の成果物の提出が必要と判断した場合は、必要最小限の複数成果物を提出してもよいものとします。その際は、複数の成果物を提出する理由書（様式自由）を添付してください。
6	本業務の発注に至った背景を教えてくださいか？	みどりの担い手であるボランティアには高齢化を課題とする団体も多く、小学校での教育を通じて次代を担う子供たちへの環境意識の一層の醸成を図ることにより、未来の担い手を育成しようとするものです。
7	本業務の設定にあたって、教育委員会との関連はありますか？	検討委員会には県及び複数市町村の教育委員会関係者が参加しています。また、学習コンテンツ完成後、各教育委員会に対し、周知を行う予定です。
8	理科と社会との関連とありますが、他の教科との関連があっても良いですか？	必要があると判断した場合はよいものとします。
9	各コンテンツをどのように配布される予定ですか？	各教育委員会を通じてPR用チラシを小学校に配布し、当課が運営する「埼玉みどりのポータルサイト」に掲載した学習コンテンツを各学校でダウンロードしていただく予定です。
10	各コンテンツを一般に公開をされる予定はありますか？	あります。
11	みどり自然課様が保有している動画素材も活用できますか？	活用できます。

1 2	<p>これまでに実施した環境学習やイベント等がありますか？ ありましたら教えて頂けますか？</p>	<p>彩の国みどりの絵画コンクールや、埼玉県自然ふれあい施設、さいたま緑のトラスト保全地における学習イベントなどがあります。詳しくは各 HP を御確認ください。</p> <p>【彩の国みどりの絵画コンクール】 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/midorisaisei-top/midori-concour.html</p> <p>【埼玉県自然ふれあい施設】 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/sizenfureai/index.html</p> <p>【さいたま緑のトラスト保全地】 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/midorinotrust.html#hozenchi</p>
1 3	<p>委員会の構成メンバーについてどのような立場の方々となりますか？</p>	<p>検討委員会は、教育関係者（大学教授、小学校教員、県及び市町村の教育委員会関係者）、みどりや自然・生き物に関する有識者及び行政関係者により構成されます。</p>
1 4	<p>30秒程度のダイジェスト版のPR用動画の主な配信先はどちらになりますか？</p>	<p>当課が運営する「埼玉みどりのポータルサイト」にリンクさせたうえで、YouTube などの動画サイトへの投稿を予定しています。</p>
1 5	<p>平地林のみの表記の箇所も「里山・平地林」という認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>そのとおりです。</p>

担当：埼玉県環境部みどり自然課
みどりの基金・県民運動担当
電話：048-830-3190
E-mail：a3140-08@pref.saitama.lg.jp